

会計監査人監査業務に係る企画書募集要領

1 総則

会計監査人監査業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下、「通則法」という。）第39条に規定する会計監査人の監査業務

3 参加資格

- (1) 通則法第41条第1項に規定する資格等を有する者（通則法第41条第3項に掲げる者及び厚生労働省国立研究開発法人審議会（高度専門医療研究評価部会）構成員の属する監査法人等を除く）であること。
- (2) 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター契約事務取扱細則（平成22年4月1日細則第5号。以下、「契約細則」という。）第6条及び第7条に該当しない者であること。

4 企画書の記載事項、提出期限等

(1) 記載事項

2021事業年度から2026事業年度までに亘る期間の企画書とすること。

① 監査体制及び監査実施要領

一 監査体制

- ・ 全ての部門を往査するチーム体制
- ・ 実際に監査を行う者の人数、氏名、経験等
（注）経験には、独立行政法人会計基準、病院会計準則等を理解していることを証する事項を含む。
- ・ 監査のサポート体制
（注）適正かつ効率的に監査を実施するために必要な貴法人内部の体制等について記載
- ・ 監事、財務諸表作成部門及び監査室との連携体制

二 監査実施要領

- ・ 監査日数、期間
- ・ 具体的監査実施方法
- ・ 監査契約に含まれるサービス

② 監査品質の状況

直近の日本公認会計士協会による品質管理レビュー結果の概要

③ 監査費用

- 一 監査費用総額（各事業年度毎の内訳を記載のこと）

- 二 見積、積算の方法（具体的に記載のこと）
- 三 監査日程等に大幅な変更が生じた場合の費用変更方法

④ 監査実績

- 一 通則法第2条第1項に規定する独立行政法人に対する法定監査実績
 - 二 研究所及び病院を有する組織の監査実績
 - 三 通則法第2条第1項に規定する独立行政法人に対するコンサルティング実績
 - 四 研究所及び病院を有する組織のコンサルティング実績
- （注1）実績については、2019事業年度のものとする。
- （注2）一の独立行政法人は、その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除くものとする。

⑤ その他

過去5年間における監査上の訴訟案件がある場合にはその概要及び過去5年間における金融庁による処分がある場合にはその概要

（2）添付書類

- ① 監査法人の場合、法人の概要を記載した書面。個人の場合、法人の概要に準ずる書面
- ② 独立行政法人通則法第41条第3項に該当しないことの証明
- ③ 厚生労働省国立研究開発法人審議会（高度専門医療研究評価部会）構成員の属する監査法人ではないことの証明
- ④ 契約細則第6条及び第7条に該当しないことの証明
- ⑤ 公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理を行っていることの証明
- ⑥ その他の参考事項

（3）附属書類

- ・ 企画書（事項別提案概要）（Excelファイルで提出）

（4）留意事項

- ・ 用紙はA4版とすること。
- ・ 電子データについて、企画書（事項別提案概要）は、Excelファイル、その他は、PDFファイルとすること。
- ・ 記載事項と添付書類は別冊とし、合わせて40ページ以内とすること。
- ・ 提出された企画書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- ・ 虚偽の記載をした企画書は、無効とする。
- ・ 参加資格を満たさない者が提出した企画書は、無効とする。
- ・ 企画書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(5) 提出期限等

① 提出期限 2021年4月30日(金) 17時00分

② 提出場所 国立精神・神経医療研究センター監査室

監査室長 山本

電話： 042-341-2711 (内線2312)

FAX： 042-344-6745

③ 提出方法

郵送又は持参により提出すること

持参する場合、事前に上記②の提出場所に連絡すること。

④ 提出部数等

6部及び電子データ

5 審査の実施

提出された企画書を選任準備会議において審査する。

6 プレゼンテーション

選任準備会議構成員に対し、各監査法人等から企画書についてのプレゼンテーションを行う。

(1) 開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、別途連絡して調整する。

(2) 指定された場所及び時間において、提出した企画書の説明を行い、選任準備会議構成員の質疑に応答するものとする。

7 審査結果等の公表

審査終了後、審査結果及び選定基準を公表する。

8 契約

今回の候補者選定は、2021事業年度から2026事業年度までの複数年とするが、毎年度、厚生労働大臣の選任を受けることから契約期間は単年度となる。

ただし、厚生労働大臣の選任を求めるにあたり、候補者は、毎年監査計画書を提出し、当センターにおいてその内容を確認して、適切であると認められる場合に限り、引き続き厚生労働大臣の選任を求めることとする。

なお、選定された者が行政処分を受けるなど特別の事由が生じた場合には、選定の見直しの対象となる。

以上